

「八重瀬町こいのぼりの集い」

お知らせとお願い!



こいのぼりの集いは、これまで下記のことを目的に開催してきました。町内の保育園(所)の園児を会場(前年度までは具志頭城址)に招待し、こいのぼりの掲揚を始めピエロのバルーンアートやパラグライダーのデモ飛行、参加者全員で風船を飛ばし、最後に子どもたちへのお菓子の配布といった内容で行われています。

現在、実施体制や目的、日程、場所、内容など検討しているところではありますが、これまで以上に発展的な取り組みにしたいと考えていますので、町民の皆様を始め関係各位におかれましては、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、役場で所有しているこいのぼりだけでは不足しています。目的をご理解いただき、各家庭でご不要になったこいのぼりや手作りのこいのぼり等がありまたらご提供賜りますようよろしくお願いいたします。

主 催／こいのぼりあしび実行委員会(仮称)
(役場・商工会青年部・町青年会ほか)

事務局／役場企画財政課上地(998-2668)

端午の節句を前にして、未来を担うこども達の健やかなる成長を祈念し、ともに祝う

具志頭海岸域・八重瀬公園など、観光資源としての活用を考える機会とする

戦後63年、風化しつつある過去の歴史を顧みることにより平和の心を育む

参加者の交流や、事業の実施を通して、八重瀬町民の融和を促す

確定申告

個別相談会

お知らせ



商工会では只今、平成20年分の所得税・消費税の確定申告の相談、受付業務を行っております。ぜひご利用下さい。また、税理士による個別相談会を下記のとおり開催致しますので併せてご利用下さい。

日 時 3月10日(火)
午後1時30分～5時30分

場 所 八重瀬町商工会事務所

担当税理士 玉那覇章
(玉那覇税務会計事務所)

対 象 町内の小規模事業者

※相談会は無料ですが、事前予約が必要です。

問合せ・申込先

【八重瀬町商工会】 TEL.998-4334

「緊急保証制度」の利用やセーフティネット貸付制度など金融に関するご相談は、まずは商工会まで!



八重瀬町地産フェア のお知らせ

フェアを通じ生産者と生活者が接点を持ちコミュニケーションすることで顔の見える安心・安全な物産を多くの方に知ってもらい、地産地消に繋げようと、町商工会商業サービス部会(上地克己部会長)では11月に続いて「八重瀬町地産フェア」を開催します。

地域資源を活用した様々な八重瀬の味と技に出会えます。どうぞお楽しみに。

と き 3月15日(日) 午前9時～午後7時

と ころ マックスバリュ八重瀬店駐車場

新庁舎について審議 (第4回委員会開催)

新庁舎の位置及び敷地を選定する第4回八重瀬町公共施設等建設委員会が1月21日(水)に開催され、新庁舎の候補地(1案具志頭本庁舎、2案・県南部工業高等学校、3案東風平環境改善センター、4案・伊覇土地区画整理事業地のタウンセンターゾーン内の保留地、及び5案・南部家畜セリ市場)の現場視察を行いました。

審議に入る前に、事務局から、(財)南部振興会が所有する南部総合福祉センターの移転計画がないことを説明し、本候補地案から同センターを外すことについて委員会の了解を得ました。

また、今年の1月20日(火)迄の間、広報誌



現場視察の状況



審議の状況

やホームページ等で候補地の募集を行いました。また、町民一般から提案がなかったことを委員会へ報告をしました。

その後、新庁舎候補地の2つの指標の「適合性」と「経済性」の比較説明を行い、本候補地の評価方法について審議に入りました。

委員から、直ぐに本候補地に点数をつけるのではなく、住民の方が他の候補地との比較がひと目で分かるように、4つの指標を大小項目とに区分し、○と△と×でシンブルに表示すべきとの意見が出されました。

また、数値化できる部分とできない部分とがあるので、1つの項目だけで評価判断するのではなく総合評価の方がよいとの意見が出されました。

最後に、委員長から、今回の委員会までに4つの指標を簡潔にまとめ、今年度中には諮問答申を行いたいと考えを述べ、委員会を閉会しました。

町内の環境美化を

目的に 清掃作業

「家庭倫理の会沖縄南」の会員約70人が町内の環境美化を目的に2月8日、東風平運動公園内の清掃作業を行いました。当日は、朝6時半から開始して約2時間かけてテニスコート付近の雑草取りやゴミ拾いを行いました。多くの方のご協力で見ちがえるほどきれいになりました。



八重瀬町国土利用計画等に関する勉強会の開催について

具志頭地域

日時 平成21年4月7日(火)午後7時30分より9時30分まで

場所 具志頭農村環境改善センター

東風平地域

日時 平成21年4月9日(木)午後7時30分より9時30分まで

場所 東風平農村環境改善センター

内容

- ① 国土利用計画について
- ② 都市計画について その他

農業者年金制度（新制度）



1. 事業の仕組み

農業者年金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、その後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としています。加入要件についても、農業経営者のみならず、農業に従事する者（年間農業従事日数が60日以上）にも加入資格を認められるとともに、農業者からの申し出に基づく任意加入制度です。

農業者年金事業は、保険料納付済期間を有する加入者が納付した保険料及びその運用収入の総額を基礎として、原則として65歳（60歳まで繰り上げ受給を選択することもできます。）から農業者老齢年金を支給する事業です。また、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき者として、認定農業者であって青色申告者等の一定要件を満たす者については、加入者からの申し出により、通常の保険料の下限額（2万円）を下回る額の特例保険料の納付が認められています。通常の保険料の下限額と特例保険料の差額については、毎年度、国庫から助成され、経営継承等により農業を営む者でなくなるとともに一定の要件を満たす者には、この国庫助成の積立額及びその運用収入の総額を基礎として、農業者老齢年金と併せて特例付加年金が支給されます。一方、農業者老齢年金が支給される前に死亡した者及び受給開始後短期のうちに死亡した者の遺族には死亡一時金が支給されます。

*特例付加年金とは、政策支援を受けた者が支給される年金。（詳しくは農業者年金基金ホームページへ）

2. 加入要件

- ①年齢要件:20歳以上60歳未満
- ②国民年金の要件:第1号被保険者（ただし、保険料納付免除者でないこと）
- ③農業上の要件:年間60日以上農業に従事する者



農業者年金の特徴

①農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号保険者であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

②少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円から6万7千円の範囲内であれば千円単位で選ぶことができます。）経営の状況や老後の設計に応じていつでも保険料の変更ができます。

③終身年金で80歳までの保証付です。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

④税の特例が用意されています。

支払った保険料は全額（年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30％程度）につながります。（民間の個人年金の場合は控除額の上限は5万円です。）また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。さらに将来受け取る農業者年金は、公的年金控除の対象となり65歳以上の方であれば、公的年金の合計額が120万円までは全額非課税となります。

⑤農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

問い合わせ

八重瀬町農業委員会
JAおきなわ東風平支店
JAおきなわ具志頭支店

TEL 098-998-9840
TEL 098-998-2106
TEL 098-998-3322